

全国海運組合連合会  
第293回理事会議事録

日 時 平成23年4月20日(水) 12:00~14:00

場 所 神戸市・神戸東急イン・3階・ボールルームA

出席者 理事43名(別紙名簿の通り)

議 題

1. 東日本大震災に係る件
2. 国土交通省・内航海運代替建造対策検討会答申の対応の件
3. 第53回通常総会開催要領の件
4. 来期役員並びに委員改選に係る件
5. その他
  - (1) 暫定措置事業に係る件
  - (2) 平成23年3月の内航輸送量(速報値)の件
  - (3) 海技教育機構の平成23年4月1日付就職内定状況の件
  - (4) その他

議 事

定刻、過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶の後、議事に入った。

議 題 1. 東日本大震災に係る件

本件については、議長指示により事務局は資料にもとづき、特に総連合会関係としての震災発生後の主な対応等について、大要次の通り説明した。

- ① 3月11日 総連合会内に東日本大震災対策本部(本部長:上野会長他、本部員:五組合会長等)を設置。
- ② 3月12日以降、タンカー及びRORO船による緊急物資輸送を行う。
- ③ 3月29日 国土交通省に対して被災船舶の特別償却制度創設等の税制措置を要望した。
- ④ 4月6日 民主党国土交通部門会議に対して被災内航海運業者向け金融及び税制関連緊急措置の創設を要望した。
- ⑤ 4月7日 国土交通省に対して被災内航船員緊急雇用対策の早期実施を要望した。
- ⑥ 〃 国土交通省に対して震災対応金融支援を要望した。
- ⑦ 4月11日 三井国土交通副大臣に対して震災に係る内航業界としての要望事項を陳情した。
- ⑧ 内航海運の被害状況について(23.4.15現在)

(i) 船員及び船員家族、陸職員本人及びその家族の死亡者	25名
(ii) 船員及び船員家族、陸職員本人及びその家族の行方不明者	110名
(iii) 船舶の全壊及び部分損壊	14隻
(iv) 社屋の全壊及び部分損壊	57屋
- ⑨ 震災に係る緊急輸送に関わる条件変更等の取り扱いについては、藤井総連合会建造認定委員長に一任された。
- ⑩ 義援金として全海運は、3月30日、日本赤十字社に300万円を寄託した。

この後、議長が本件につき意見を求めた処、特になく了承された。

## 議 題 2. 国土交通省・内航海運代替建造対策検討会答申の対応の件

本件、議長 の指示により事務局は大要以下の通り説明した。

去る3月15日に第5回目(最終)が行われ、内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性が取り纏められた。

内航海運は海洋先進国である我が国の経済にとって極めて重要であると位置づけされる一方、輸送量の低迷、船舶の急速な老朽化という問題を抱えており、加えて行政刷新会議・規制・制度に関する分科会が指摘(閣議決定)した暫定措置事業の早期解消に努める上で代替建造の促進が急務であるとして、代替建造促進に向けた4つの視点「競争力の強化」「環境適応型産業への展開」「新たな需要構造への対応」「暫定措置事業のあり方」が提言されている。

これらの施策により代替建造を促進し、暫定措置事業の早期解消を図るとするものである。

当連合会では、特に、「暫定措置事業のあり方について」に搾り、4/7砂利船部会・船主部会、4/8輸送部会の3部会並びに内航海運活性化プロジェクトチームを開催し、3部会の意見を踏まえてプロジェクトチームで意見を取り纏めている。

3部会 で出された意見の中で共通しているものは、

- ・28年度以降も引当資格未行使船に対して何らかの措置を講じ、資産としての既得権を保持したいとする一方、

- ・自由建造又は建造を阻害しない低い納付金単価の設定を望む

とする意見も見られ、2年前の議論から時代経過に伴い、権利の保証より将来的な建造の負担軽減を望む意見が多くなってきている。

又、

- ・適正な用船料を収受できていない現状に於いて、代替建造を促進させることはより一層の過剰船腹を招き、市場が混乱するのではないか

と言った危惧する意見も聞かれ、

- ・市場の回復こそが代替建造の促進に繋がる

との意見もあった。又、

- ・たとえ市場が回復したとしても、このままでは老齢船の占める比率が高まり、現在の国内造船所の内航船建造能力から見ても、28年度で約2,500隻存在するであろう引当資格未行使船の代替建造は年間100隻が限度であり、更に老齢化が強まって船があっても動かせないとされた状況が現出し、国内の輸送需要に対応できなくなってカボタージュ規制廃止へと議論が発展することも懸念され、将来、計画的に代替建造が行える環境整備が急務である

とした。

- ・内航海運業界が適正な運賃・用船料の確保による再生産が可能で維持継続できる自立的産業へ再生されるべき、との答申を踏まえ、一旦廃止された協定運賃等(含標準運賃・標準貸渡料)の復活も望まれるところだが、理論的根拠の構築と法的整備が大きな課題となる。

更に、未交付金並びに預託金に関する処理についての意見もあり、

- ・平成28年度を迎える前に借入金以外の全ての債務を処理した上で平成28年度以降の返済計画を立てることが望ましい

としている。加えて、

- ・経済変動やこの度の東日本大震災など、不慮の災害等予測出来ない事態もあり、先行き不透明な現下に於いて平成28年度以降のルールや政策を現時点では決め難く、そのため、一定期間毎に状況勘案の上対応することが必要である、

との意見で纏められている。なお、

- ・平成27年度で交付金制度・免除制度が終了し、債務が確定された後は暫定措置事業を終了し、返済事業で別の事業を創設しては如何

との意見もあった。又、

- ・借入金返済を受益者負担と考えれば建造事業者のみに負わせることへの疑問も聞かれた。なお、

・25～27年度の取扱い並びに28年度以降についても基本的には総連合会が取り纏めた「25年度以降の暫定措置事業のあり方についての考え」を踏襲するのが望ましいとしている。

ただ、現在のように経済変動の激しい時代に数年先のことを現時点で決定してしまうのが良いのか、逆に長期的に決めてしまうのが良いのか、両論出されている。

以上の説明の後、蔵本プロジェクトチーム委員長より同チームの取り纏めにある通り、今後決めなければならない課題として(1)未行使船に対する処置、(2)平成25年度以降平成27年度までの納・交付金単価、(3)孫船に関する考え方、(4)平成28年度以降の考え方、等を詰めていく必要があり、大項目を議論いただければ小項目についてプロジェクトチームで検討することとしたい旨、補足が為された。

議長は、今後総連合会と国交省の間で議論していく中で情報発信に努め、決めるべき処は決めていきたい、但し交渉の間に機関決定をしてしまうと融通が利かなくなることから機関決定は避けておきたい、とするのが総連合会の姿勢である。

未交付金並びに預託金返還の取扱いについては、4/13総連合会政策委員会の折、総連合会の基本的な姿勢として平成24年度の民間金融機関の借入完済後、政府保証の返済前に返還する方向で確認を取っている旨、補足した。

次いで事務局は、資料2-3について現行の暫定措置事業規程を解釈すれば27年度で引当資格を有するすべての船舶が船齢16年超となり、27年度を以て交付金制度・免除制度(留保制度)が終了するため、実質引当資格が無効となることの周知文書である旨、説明を行った。

なお、資料の中に25年度～27年度までの納・交付金単価が記載されているが、本件は全くの未定であり、現行の逡減方式を踏襲すればこうなると言うだけのもので全くの白紙である。

以上の後議長は、各位に意見を求めた処特になく、了承された。

### 議 題 3. 第53回通常総会開催要領の件

本件については、事務局より資料にもとづき大要以下の通り説明した。

開催日時 平成23年6月9日(木) 16:00～16:35(予定)

開催場所 東京都・ホテルルポール麹町 3階・マープル

提案議題

第1号議案 平成22年度事業報告書及び収支決算書・財産目録・貸借対照表承認の件

第2号議案 平成23年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第3号議案 平成23年度徴収賦課金分担(案)承認の件

第4号議案 役員全員任期満了による改選の件

第5号議案 その他

尚、通常総会終了後、会長等の選出のため臨時理事会を開催、この後、17:00より来賓を迎えての懇親パーティを開催する。

この後、議長が本件を諮った処、意義無く了承された。

### 議 題 4. 来期役員並びに委員改選に係る件

本件については、議長指示で事務局は資料に基づき大要以下の通り説明した。

#### (1) 役員(理事及び監事)改選について

① 理事候補者の推薦人数は、従前同様、会員組合の4月1日現在の所属組合員数にもとづいた議決権個数と同数人及び全海運本部推薦1名を加えた人数とする。  
尚、全海運理事・委員定年制規約により、本年4月1日で満71歳未満の者とする。  
又、従前同様、調整理事の選出を認める。

② 監事候補者については、従前同様、現在就任されている組合より推薦を願う。

## (2) 部会並びに委員会委員の改選について

① 部会委員候補者については、現在就任されている組合に対して同数人の推薦を願う。  
尚、三部会の現在就任人数は、以下の通りである。

(i) 船主部会 29名、(ii) 輸送部会 26名、(iii) 砂利船部会 22名

② 委員会委員については、委員会の目的から従前同様、正副会長会議で人選するが、予め現在の就任組合（一部、正副会長会議で見直しを行った。）に対して候補者の推薦を願う。

なお、議長より部会及び委員会の候補者については、会議に出席出来る者の推薦を願うと共に委員会委員については、これまでの出欠状況を勘案して選出したい旨発言があった。

この後、議長が本件を諮った処、意義無く了承された。

## 議 題 5. その他

議長の指示により、事務局はその他事項を一括して以下の通り報告した。

### (1) 暫定措置事業に係る件

#### ○交付金申請関連について

解撤交付金は取り下げ等により、認定状況が以下の通りとなっている。

¥o¥ad(認定累計,	)	認定累計	1,734隻	2,054,834
対象トン	130,267,998,850円			
交付済累計	1,668隻	1,937,080対象トン		125,501,965,350円
未交付累計	66隻	117,754対象トン		4,766,033,500円
(内完了届受付分)	64隻	111,978対象トン		4,682,597,500円

なお、23年3月期交付金申請は12隻、19,886対象トン、約9億8千万円となっている。  
5月の交付金委員会で審査される予定である。

#### ○建造認定状況について

22年度の建造申請状況は、79隻 153,538対象トン 差引納付額3,774,870,250円となっており、前年度比隻数・対象トン数共微増であったが、免除船の関係で差引納付額は微減となっている。

### (2) 平成23年3月の内航輸送量（速報値）の件

オペレーター上位50社による輸送実績について

貨物船は品目別に異なっているが合計ではリーマンショック以前の8割程度、前年との比較では順調に回復傾向にあったが、東日本大震災を受けておしなべて減少に転じている。

タンカーについては概ね前年並で横這い状態が続いている。

(3) 海技教育機構の平成23年4月1日付就職内定状況の件

本件については、各位のただならぬご協力により、陸上の就職が非常に困難な状況に比べ、就職希望者351名の処336名・96%の内定が出たことについて、海技教育機構から各位に対し、呉々もお礼を申し上げたいとして参った書類である。

(4) その他

○同一船舶による定期用船料調査結果について

貨物船についてはリーマンショック以前に比べれば大分減額となっているが、2009年と比較すれば徐々に回復傾向となっている。

油送船については横這いから微減という状況が続いている。

○内航燃料油の価格動向について

平成22年度第2/第3四半期は値下げ傾向であったが、急速な円高の進行による原油価格の急騰により、第4四半期に入って燃料油価格も高騰し、各位の経営上かなりの負担になってくるのではないかと危惧するところである。

この後議長は、23年度第1四半期にはA重油、C重油共に1万円の値上げという情報がある旨補足した。

以上、全ての審議・報告事項を終え、議長は全体として各位に意見を求めた処、次のような意見が述べられた。

○理事発言 ※議長発言

○部会委員等推薦に当たっては、議論の活発化を図る意味から極力役員（理事）と重複することを避けたいことを各組合にご検討願いたい。

※部会委員、委員会委員共に出席率等も考慮しながらご就任いただくよう配慮したい。

○内航海運代替建造対策検討会答申を受け、近々具体的な方向性が出されることになるが、27年度で一応の区切りが付くことでその時点で総連合会の役割は終わるのではないかと。

解散して連絡調整会議に替えたなら如何か、3万円の徴収もアウトソーシングするなり、国に移管するなりすれば費用の削減にもなるのではないかと。

※今回プロジェクトチームで取り纏めていただいた中にも、現下の経済変動が激しい時に5年先、10年先の話を我々が決めてしまっているのかと言う意見も出されており、2年前の意見と今の意見と異なっているのも事実。

5組合のあり方、総連合会のあり方等も今後議論していかなければならないだろうというのが、全海運執行部の認識である。

○27年度で総連合会の役割は終わると思うか。

※終わらせてはいけないと考えている。暫定措置事業がスキームとして完全に終わるといふなら別だが、28年度以降も借入金の返済業務があり、暫定措置事業を続けて行かざるを得ないという状況の中で、総連合会を維持するためにも求心力が持てる政策を展開していかなければならないと考えている。

○今の総連合会には司法権、立法権、警察権まで保有しており、絶対的な力を持たせており強権的である。組合員のための組織になっているだろうか。

○指定代理人の議決権行使を検討頂くことになっていたが如何。

※現在未検討に付、5/26理事会までに間に合うよう検討したい。

○暫定措置事業の継続と資産価値の維持を願う意見が多く出ているが、具体的な話が出ていれば教えて頂きたい。

※これから、総連合会と国交省間で議論しながら夏頃には纏めたいとしており、現時点で具体的な話が出ていない。

以上で全てが終了したことから、議長は本日の議事録署名人に議長の他、藤井副会長並びに高木専務理事を指名し、謝辞の後14:00閉会を宣した。

(記録者 高木、中島)